

子の氏の変更について

1 子の氏の変更とは

たとえ親権を獲得していても、離婚と同時に自動的に子の戸籍も移動するわけではありません。自己の戸籍に子を入籍させる場合は、名字の変更の有無に関わらず、裁判所に対し子の氏の変更許可申立てをする必要があります。

弊所では、この裁判所に対する子の氏の変更許可申立手続きをお手伝いさせていただきます。

2 手続きの流れ

以下の赤字部分について、ご依頼者様のご対応が必要になります。

【手続き1】離婚の合意成立後、役所にて離婚手続きを行ってください。

【必要書類】

- ①離婚届又は公正証書や調停調書等の書類
- ②印鑑
- ③婚氏続称届（役所で取得。職員に聞きながら作成するとよい。）。

※調停成立後10日以内に届出をしないと過料に処せられることがあります。

【手続き2】離婚したことが戸籍に反映された後、①自身の新しい戸籍と、②子どもの戸籍（元配偶者を筆頭とする戸籍）を1通ずつ取得する。

※手続き1の後、離婚が戸籍に反映されるまで早くても2～3日はかかる（具体的な期間は役所で確認。）。

【手続き3】手続き2の①②と手続代理委任状をデイライト宛に送付。

※既に手続代理委任状を提出している場合は不要。

【手続き4】デイライトにて、子の氏の変更許可申立手続きを行います。

申立後、裁判書の審判が出たら審判書をお送りします。

※申立後審判が出るまでの期間は、およそ1ヶ月程度です（裁判所次第です。）。

【手続き5】デイライトから審判書が届いたら、審判書を持って役所に行き、子の氏の変更を完了させてください。

※審判が出ただけでは戸籍に反映されていません。

以上